

直交集成板についての検査方法

制 定：平成25年12月20日農林水産省告示第3081号

- 1 この検査方法は、直交集成板の検査について適用する。
- 2 検査を分けて理化学検査（浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験、ホルムアルデヒド放散量試験、せん断試験、ラミナの曲げB試験、ラミナの曲げC試験又はラミナの引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 3 理化学検査は、抽出して行う。
- 4 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。
- 5 この検査方法において「試料直交集成板」とは、理化学検査及び外面検査に供する直交集成板をいう。
- 6 この検査方法において「試料ラミナ」とは、理化学検査及び外面検査のうち、ラミナの品質に係る検査に供するラミナをいう。
- 7 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、8から11までに定めるところによる。

8 第1種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

(7) ラミナの品質に係る検査の場合

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、ラミナの曲げB試験、ラミナの曲げC試験及び引張り試験に供する試料ラミナは、1荷口から表1の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出する。

表1 ラミナの曲げB試験、ラミナの曲げC試験及びラミナの引張り試験における抽出枚数

| 検査荷口のラミナの枚数 | | 試料ラミナの枚数 | |
|-------------|----------|----------|---|
| | 90枚以下 | 5枚 | ラミナの曲げB試験に供する目視等級区分ラミナのうち、異等級構成の外層又は同一等級構成に用いるものにあつては、左に掲げる枚数の2倍の枚数を抽出する。 |
| 91枚以上 | 280枚以下 | 8枚 | |
| 281枚以上 | 500枚以下 | 13枚 | |
| 501枚以上 | 1,200枚以下 | 20枚 | |
| 1,201枚以上 | | 32枚 | |

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合

- a 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種別に格付しようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験及びせん断試験に供する試料直交集成板は、1荷口から表2の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出する。

表2 浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験及びせん断試験における抽出枚数

| 検査荷口の直交集成板の枚数 | | 試料直交集成板の枚数 | |
|---------------|----------|------------|------------------------------------|
| 200枚以下 | | 2枚 | 再試験を行う場合は、左に掲げる枚数の2倍の試料直交集成板を抽出する。 |
| 201枚以上 | 500枚以下 | 3枚 | |
| 501枚以上 | 1,000枚以下 | 4枚 | |
| 1,001枚以上 | 3,000枚以下 | 5枚 | |
| 3,001枚以上 | | 6枚 | |

b ホルムアルデヒド放散量試験に供する試料直交集成板は、aの検査荷口から表3の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出する。

表3 ホルムアルデヒド放散量試験における抽出枚数

| 検査荷口の直交集成板の枚数 | | 試料直交集成板の枚数 |
|---------------|----------|------------|
| | 1,000枚以下 | 2枚 |
| 1,001枚以上 | 2,000枚以下 | 3枚 |
| 2,001枚以上 | 3,000枚以下 | 4枚 |
| 3,001枚以上 | | 5枚 |

イ 外面検査

(7) ラミナの品質に係る検査の場合

アの(7)の検査荷口から表4の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数の試料ラミナを無作為に抽出する。

表4 外面検査におけるラミナの抽出枚数

| 検査荷口のラミナの枚数 | | 試料ラミナの枚数 |
|-------------|----------|----------|
| | 50枚以下 | 8枚 |
| 51枚以上 | 90枚以下 | 13枚 |
| 91枚以上 | 150枚以下 | 20枚 |
| 151枚以上 | 280枚以下 | 32枚 |
| 281枚以上 | 500枚以下 | 50枚 |
| 501枚以上 | 1,200枚以下 | 80枚 |
| 1,201枚以上 | 3,200枚以下 | 125枚 |
| 3,201枚以上 | | 200枚 |

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合

アの(イ)の検査荷口から表5の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数の試料直交集成板を無作為に抽出する。

表5 外面検査における直交集成板の抽出枚数

| 検査荷口の直交集成板の枚数 | | 試料直交集成板の枚数 | |
|---------------|--------|------------|-----|
| | 50枚以下 | | 8枚 |
| 51枚以上 | 90枚以下 | | 13枚 |
| 91枚以上 | 150枚以下 | | 20枚 |
| 151枚以上 | 280枚以下 | | 32枚 |
| 281枚以上 | 500枚以下 | | 50枚 |
| 501枚以上 | | | 80枚 |

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

(7) ラミナの品質に係る検査の場合

直交集成板の日本農林規格（以下「規格」という。）別記の3の(9)、(10)及び(11)の試験を行い、その結果、規格第3条に基づいてその検査荷口のラミナの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合

規格別記の3の(1)から(8)までの試験を行い、その結果、同3の(1)から(5)まで及び(8)にあつては規格別記の2に基づいて、同3の(6)及び(7)にあつては規格第3条第1項に基づいてその検査荷口の直交集成板の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

イ 外面検査

(7) ラミナの品質に係る検査の場合

規格第3条に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを適合品とし、その適合品の枚数が、表6の左欄に掲げる試料ラミナの枚数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる適合とする枚数以上であるときは、その検査荷口のラミナをその等級に適合するものとする。

表6 ラミナの外面検査の適合とする枚数

| 試料ラミナの枚数 | 適合とする枚数 |
|----------|---------|
| 8枚 | 7枚 |
| 13枚 | 11枚 |
| 20枚 | 17枚 |
| 32枚 | 27枚 |
| 50枚 | 43枚 |
| 80枚 | 70枚 |
| 125枚 | 111枚 |

| | |
|------|------|
| 200枚 | 179枚 |
|------|------|

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合

規格第3条第1項に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の枚数が、表7の左欄に掲げる試料直交集成板の枚数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする枚数以上であるときは、その検査荷口の直交集成板をその等級及び種別に格付する。

表7 直交集成板の外面検査の合格とする枚数

| 試料直交集成板の枚数 | 合格とする枚数 |
|------------|---------|
| 8枚 | 7枚 |
| 13枚 | 11枚 |
| 20枚 | 17枚 |
| 32枚 | 27枚 |
| 50枚 | 43枚 |
| 80枚 | 70枚 |

9 第2種検査方法への移行

8に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の直交集成板が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、10に定めるところによる。

10 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

8の(1)のアの規定を準用する。この場合において、同アの(7)中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が10に定めるところによることとなったラミナで製造条件」と、「10日分」とあるのは「30日分」と、同アの(イ)中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が10に定めるところによることとなった直交集成板で製造条件」と、「10日分」とあるのは「30日分」と読み替えるものとする。

イ 外面検査

(7) ラミナの品質に係る検査の場合

8の(1)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、同イの(7)中「アの(7)」とあるのは「10の(1)のアの規定により読み替えて準用する8の(1)のアの(7)」と読み替えるものとし、表4は次のように読み替えるものとする。

| 検査荷口のラミナの枚数 | 試料ラミナの枚数 |
|-------------|----------|
| 150枚以下 | 13枚 |

| | | |
|----------|----------|-----|
| 151枚以上 | 280枚以下 | 20枚 |
| 281枚以上 | 500枚以下 | 32枚 |
| 501枚以上 | 1,200枚以下 | 50枚 |
| 1,201枚以上 | | 80枚 |

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合

アの検査荷口から無作為に、8枚の試料直交集成板を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

8の(2)のアの規定を準用する。

イ 外面検査

(7) ラミナの品質に係る検査の場合

8の(2)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、表6は、次のように読み替えるものとする。

| 試料ラミナの枚数 | 適合とする枚数 |
|----------|---------|
| 13枚 | 10枚 |
| 20枚 | 15枚 |
| 32枚 | 25枚 |
| 50枚 | 40枚 |
| 80枚 | 66枚 |

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合

規格第3条第1項に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の枚数が6枚以上であるときは、その検査荷口の直交集成板をその等級及び種別に格付する。

11 第1種検査方法への移行

10に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の直交集成板がその格付しようとする等級及び種別に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、8に定めるところによるものとする。

制定文（平成25年12月20日農林水産省告示第3081号）

平成26年1月19日から施行する。